

重要事項説明書(特別高圧・高圧)

株式会社エナリス(以下「小売電気事業者」といいます。)が供給する電気の取次ぎを行っている当社と電気需給契約(以下、「需給契約」といいます。)を締結し、特別高圧および高圧で受電するお客さまに対して、電気を供給する際の重要事項について説明します。詳細につきましては、当社電気需給約款[特別高圧・高圧](取次事業者:HTBエナジー株式会社、小売電気事業者:株式会社エナリス)[2026年4月1日制定版](その後の改定版を含み、以下、「本約款」といいます。)をご確認いただきますようお願いいたします。

1. 申込み方法

本約款の供給条件を承諾の上、当社所定の様式によりお申込みいただきます。

2. 電気需給契約の成立および契約期間ならびに供給開始の予定年月日

(1) 需給契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに、小売電気事業者および一般送配電事業者の間でお客さまおよび当社との間の需給契約に対応する接続供給契約が成立することを停止条件として、当社とお客さまとの間に成立いたします。

(2) 需給契約の契約期間は、「電気需給契約申込書」等その他の様式により別段の定めが無い限り、需給契約が成立した日から、供給開始日起算の12ヶ月間の満了日までとします。なお、需給契約は、「電気需給契約申込書」等その他の様式により、別段の定めが無い限り、契約期間満了日の4月前までに、お客さままたは当社のいずれからも契約終了または変更等の申出がない場合は、契約期間満了後も12ヶ月ごとに同条件で継続されるものとします。

(3) 現在電気をご利用中の場所において、他の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替える場合の供給開始日は、お客さまがお申込みいただいた後、新旧小売電気事業者双方の契約切り替え手続きが完了し、一般送配電事業者が定める所定期間を経た後の検針日となります。なお、新旧小売電気事業者双方、および一般送配電事業者の所定手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。

(4) 初めて電気をご利用になる場所(入居時など)において、当社と需給契約をする場合の供給開始日は、原則としてお客さまがご希望された日となります。

(5) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた電気の供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、電気の供給開始日を定めて電気を供給いたします。

(6) お客さまの責めに帰すべき理由により、当社との協議によって定めた供給開始日を延期する場合、お客さまには、供給開始が延期された期間について基本料金の50%相当額を負担していただきます。

3. 契約電力

- (1) 特別高圧電力は、お客さまと当社と協議の上、決定させていただきます。
- (2) 高圧電力は、契約電力500キロワット以上はお客さまと当社と協議の上、決定させていただきます。契約電力500キロワット未満はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のいずれか大きい値とします。

4. 供給電圧および周波数

- (1) 特別高圧電力は、原則として供給電圧20,000ボルト以上、周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします。
- (2) 高圧電力は、原則として供給電圧6,000ボルト、周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします。

5. 電気料金および計量・料金算定について

(1)お客さまは、当社が需給契約に基づく料金を算定するため、予定される最大需要電力、力率、年間使用電力量、月間使用電力量、最大および最小の日負荷電力量、休日予定日、その他当社が電力供給をする上で必要となる情報をあらかじめ提出していただくものとします。

(2)料金に関しては、(1)の情報を基に基本料金単価と従量料金単価を、別途、提示いたします。なお、従量料金単価については、夏季(7月1日~9月30日)とその他季(10月1日~翌年6月30日)で異なる単価が適用されます。

(3)料金は基本料金にその1月の使用電力量によって算定した従量料金ならびに本約款の別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金」に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、契約電力、力率が需給契約に基づき定められた値と異なる場合はそれぞれ、力率調整および6(契約超過金)に定める金額を申し受けます。

【力率調整について】需要場所の負荷の力率が85%を上回る場合は、その上回る1%につき基本料金を1%割引し、85%を下回る場合は、その下回る1%につき基本料金を1%割増しいたします。
※力率は、原則として毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率を指します。

また、従量料金については、本約款の別表「2 燃料費等調整」に定める燃料費等調整額を加えたものとします。なお、事前にいただいた情報と各電力使用量が著しく異なる場合は料金の変更を含め、別途、協議させていただきます。

【燃料費等調整について】燃料費等調整額は、1996年1月に導入された燃料費調整制度に基づき、事業者の効率化努力のおよばない燃料価格や為替レートの影響を外部化することにより、経済情勢の変化を出来る限り迅速に料金に反映させるものです。

実際にお客さまの電気料金に反映される燃料費等調整額は、小売電気事業者が同方式により算定して得た各月の燃料費等調整額の単価を、お客さまの各月使用電力量に乗じて求められたものとなります。

燃料費等調整額の単価の計算方法の概要は、以下の通りです。

・燃料費等調整額の算定は、みなし小売電気事業者の燃料費等調整制度に準じた方法を採用しています。燃料費等調整単価は、各種燃料(原油、液化天然ガス、石炭等)および日本卸電力取引所(JEPX)の市場価格の変動に応じて、毎月の電力量料金(燃料費等調整額)に反映されます。燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に燃料費等調整単価を乗じて算定いたします。この算定方法は、お客さまの電気使用場所を供給区域とする各一般送配電事業者ごとに設定されており、詳細は小売電気事業者のウェブサイト(<https://eneres-pm.co.jp/profile/#sect-03>)に掲載されている「燃料費等調整額の算定方法(高圧・特別高圧 全エリア共通)」の「Ⅱ:契約種別が『再エネ標準メニュー』の場合」をご確認ください。

・東京電力パワーグリッド(株)、北陸電力送配電(株)、関西電力送配電(株)、の供給区域のお客さまは、燃料費調整単価および市場価格調整単価の合計を燃料費等調整単価といたします。

・中部電力パワーグリッド(株)、の供給区域のお客さまは、燃料費調整単価および卸市場単価の合計を燃料費等調整単価といたします。なお、燃料費調整単価は、液化天然ガスおよび石炭それぞれの貿易統計価格より算定いたします。

・四国電力送配電(株)の供給区域のお客さまは、日本卸電力取引所(JEPX)の市場価格は含まず原油、液化天然ガス、石炭それぞれの貿易統計から燃料費等調整単価を算定いたします。

・北海道電力ネットワーク(株)、東北電力ネットワーク(株)、中国電力ネットワーク(株)、九州電力送配電(株)の供給区域のお客さまは、燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価の合計を燃料費等調整単価といたします。

・離島ユニバーサルサービス調整単価算式は以下のとおりです。離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島平均燃料価格 - 離島平均基準価格) × (離島基準単価 ÷ 1,000)なお、算定に使用する離島平均燃料価格には119,000円の上限が設定されています。

・燃料費等調整額の上限值の設定はございません。

・各種燃料(原油、液化天然ガス、石炭等)価格および日本卸電力取引所(JEPX)の市場価格の変動により、燃料費等調整単価は潜在的に高騰するリスクがございます。

・適用する燃料費等調整単価は、使用月の前月1日から10営業日以内に小売電気事業者のウェブサイト(https://eneres-pm.co.jp/fuel_cost_index/)にてお客さまにお知らせいたします。燃料費等調整単価の公表は、みなし小売電気事業者の公表に準拠しております。当社の公表時点でみなし小売電気事業者が燃料費等調整単価を公表していない場合は、みなし小売電気事業者の公表内容に準拠いたします。

(4)電気をまったく使用しなかった月(予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は半額といたします。

(5)当社は、一般送配電事業者による託送供給等約款の変更、経済情勢の変動、燃料価格や卸電力市場における電力取引価格の変動等その他の事由により当社が料金の改定(単価・算出方法の変

更等その他のお客さまの料金に関わる変更をいいます。)が必要と判断した場合には、事前に新たな単価・算出方法等の内容およびその適用開始日を書面、インターネットでの開示、または電子メールを送信する方法、その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知することで、需給契約における料金の改定を行うことができるものとします。

(6) 使用電力量の計量は、一般送配電事業者が設置した記録型電力量計により、一般送配電事業者が計量します。

(7) 料金の算定期間は、原則として、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。

5の2. 工事費にかかる事項

(1) お客さまが新たに電気を使用し、もしくは契約電力等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、または、新たな電気の使用もしくは契約電力等の増加をとまなわないうで、お客さまの希望により供給設備を変更する場合その他お客さまの都合に基づき供給設備等の工事を行う場合で、小売電気事業者が託送供給等約款に基づいて、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合があります。

(2) 小売電気事業者が託送供給等約款に基づき工事費負担金を求められる場合は、工事費負担金を工事着手前に申し受ける場合があります。なお、工事完成後に託送供給等約款に基づき精算する場合には、当社はお客さまとすみやかに精算するものとしたします。

(3) 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって電気の供給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送供給等約款に基づいて小売電気事業者が一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客さまから申し受ける場合があります。なお、実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受ける場合があります。

5の3. その他ご負担いただく費用

(1) 当社は、お客さまからの申出があった場合は、お客さまに係る請求書、領収書(口座振替によるお支払いの方のみ)および期間を通じての支払証明書(最大1年)を書面にて発行するものとし、この場合、次の発行手数料(消費税等相当額を含みます。)をお支払いいただきます。

・請求書、利用明細書、領収書:1通につき330円

・支払証明書:1通につき1,100円

(2) お客さまが、支払期日を経過してもなお料金その他の債務について支払われない場合は、遅延損害金を当社が指定する期日までに支払っていただきます。遅延損害金が発生する起算日は、お客さまが指定された支払方法に応じて、当社が定める支払期日の翌日といたします。遅延損害金は、起算日から支払いがなされた日までの日数に応じて、年率14.5%の割合で算定し、遅延損害金が発生した月の翌月の料金と合算して請求いたします。ただし、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。

(3) 当社は、原則として電気の供給開始もしくは供給再開に先だて、または供給継続の条件として、予想月額料金の3ヶ月分に相当する金額をこえない範囲で、お客さまに保証金を預けていただくことがあります。ただし、お客さまの支払履歴や財務状況に変化が認められた場合には、当該金額を超えて、追加で保証金を預けていただくことがあります。

5の4. (再エネプランご利用の場合)環境価値の仕様

(1)供給する電気は電源を特定いたしません。化石燃料由来の電気を含みます。原則として、トラッキング付非FIT非化石証書(再エネ指定)またはトラッキング付FIT非化石証書を使用し、実質再生可能エネルギー電気100%として提供します。トラッキング付非FIT非化石証書(再エネ指定)またはトラッキング付FIT非化石証書が調達できない場合、再生可能エネルギー由来のJ-クレジットの代理無効化を行い、RE100 クライテリアに準拠する電力で提供いたします。この場合、非化石証書を使用しない電気が混在することになり、法制度上、当社は実質再生可能エネルギー電気100%を訴求できませんが、RE100 クライテリアに準拠いたします。

(2)調整後排出係数はゼロとなります。

(3)電源構成に関しては、小売電気事業者ウェブサイト上で開示いたします(<https://eneres-pm.co.jp/configuration/>)。

6. 契約超過金

契約電力が500キロワット以上のお客さまの最大需要電力が契約電力を上回った場合、超過した電力について、基本料金(力率で調整したもの)の1.5倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の電気料金に合算して請求し、その支払期限内に支払っていただくものとします。

7. お支払い方法

(1) お客さまの料金は、お客さまが指定された支払方法に応じて、当社が定める支払期日までに支払っていただきます。支払方法および支払期日は、原則以下のとおりといたします。なお、支払方法設定までは銀行振込とし振込手数料は振込者の負担とします。

イ 口座振替払い

毎月27日を支払期日といたします。ただし、27日が土日祝祭日の場合は、翌営業日といたします。

※口座設定は振替用紙のご返送から 約2か月 お時間を頂戴しております。

ロ クレジットカード払い

お取り扱いはございません。

(2) 工事費負担金については、そのつど、当社が指定した方法によりお支払いいただくものとします。

8. 違約金

(1) 9(契約の変更・解約)(2)または10(解約等)に基づき需給契約が解約された場合、その他理由の如何を問わず、契約期間の途中で需給契約が終了した場合、お客さまは、「電気需給契約申込書」に定める解約違約金(臨時電力料金(通常単価の1.2倍)を適用して算定した料金と既払金との差額)を支払うものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、需給契約が終了した場合は、この限りではありません。なお、10(解約等)(1)二に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、上記の解約違約金に加え、お客さまが支払を免れた電気料金の3倍に相当する金額を違約金としてお支払いいただきます。

(2) 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約違約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せください。

9. 契約の変更・解約

(1) お客さまは、契約期間中は需給契約の内容を原則として変更できないものとします。

(2) お客さまは、解約希望日の4ヶ月前までにその廃止期日を定めて当社に通知することにより、需給契約を解約することができるものとします。

(3) 契約の変更・解約に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客さまから申し受けます。

10. 解約等

(1) お客さまが次のいずれかに該当し、当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約をお客さまに対する通知により解約することがあります。

- イ お客さまが、需給契約の申込みその他の場合において、お客さまの氏名、住所等、電気の使用開始を始めた時期に関し事実と異なる申出を行った場合。
- ロ 他人になりすまして各種サービスを利用した場合。
- ハ 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用した場合。
- ニ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用し、または電気を使用される場合。
- ホ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合。

- ハ 本約款32(需要場所への立ち入りによる業務の実施)に反して、当社、小売電気事業者および一般送配電事業者の係員の立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合。
- ト 本約款33(電気の使用にともなうお客さまの協力)によって必要となる措置を講じられない場合。
- チ 当社のサービスの運営を妨げる行為を行う場合。

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

- イ お客さまが料金を支払期日より20日経過してなお支払われない場合。
- ロ お客さまが他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日より20日経過してなお支払われない場合。
- ハ 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(遅延損害金、違約金、工事費負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合。
- ニ 本約款12(承諾の限界)に定める事由のいずれかに該当する事由が発生または発覚した場合。
- ホ その他お客さまが本約款その他の需給契約に基づくお客さまの義務に違反した場合。
- ヘ 本約款55(反社会的勢力の排除)(1)の規定に違反していることが判明した場合、または、その疑いがあると認められる場合。

(3) お客さまが、本約款40(需給契約の廃止)(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、小売電気事業者が電気の供給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

(4) 当社が、上記(1)もしくは(2)、または、11(期限の利益の喪失)に基づき需給契約を解約する場合には、原則として解約の15日前までに書面にてお知らせいたします。当該書面の発行については手数料330円(1通当たり。消費税等相当額を含みます。)をお支払いいただきます。なお、当社が本約款55(反社条項)に基づき需給契約を解約する場合は、当社は、本項に定める通知を省略し、即時に需給契約を解約することができます。

(5) 当社は、前各項の他、解約希望日の3ヶ月前までにお客さまに対して通知することにより、需給契約を解約することができるものとします。

(6) 当社が電気需給契約を解約または解除した場合には、お客さまは無契約状態となり、電気の供給が停止される可能性があります。この場合、お客さまは他の小売電気事業者との新たな契約を締結するか、一般送配電事業者へ最終保障供給の申込みを行う必要があります。

11. 期限の利益の喪失

お客さまに、次の各号の事由が生じた場合、当社はお客さまに対し何ら催告を要することなく、需給契約を解約できるものとし、お客さまは当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちにその一切の債務の弁済するものとします。なお、当社は解約日を10(解約等)(4)の規定に従い、予めお客さまに通知いたします。

- イ 支払の停止、または破産手続開始、民事再生手続開始、事業再生ADR手続開始、会社更生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申立て、もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- ロ 後見開始決定を受けたとき。
- ハ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ニ 公租公課の滞納処分、仮差押え、保全差押、もしくは差押命令、通知が発送されたとき。
- ホ 住所変更の届出を怠る等お客さまに帰責事由がある場合において、お客さまの所在が不明となったとき。
- ヘ 10(解約等)に定める解約事由が発生したとき。
- ト 前各号の他債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

12. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 小売電気事業者または一般送配電事業者は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

- イ 異常湧水等により電気の需給上やむをえない場合。
- ロ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合。
- ハ 一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合。
- ニ 非常変災の場合。
- ホ その他保安上必要がある場合。

(2) 上記(1)の場合には、当社または一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

(3) 上記(1)の場合には、当社は、料金の減額等を行いません。

13. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社、小売電気事業者および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工(取付けおよび取外しを含みます。)、改修または検査。
- (2) お客さまの電気工作物の検査等の業務。
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主

開閉器その他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認。

- (4) 計量器の検針または計量値の確認。
- (5) 需給契約の消滅により必要となる処置。
- (6) その他需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社、小売電気事業者もしくは一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務。

14. その他

(1) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

(2) お客さまは、一般送配電事業者が託送供給等約款に定める需要者に関する事項を遵守するものとし、これを承諾するものとします。

本重要事項説明書に記載のない事項については、「電気需給契約申込書」および本約款の定めによるものとします。

■ 取次事業者

HTB エナジー株式会社
東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
問い合わせ先
HTB エナジーワンダーサポート
TEL:050-2018-1105
受付時間 平日 10:00~18:00 (土日祝日を除く)
ホームページ:<https://htb-energy.com/>

■ 小売電気事業者

株式会社エナリス(登録番号:A0153)
住所:東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地1 御茶ノ水ファーストビル
問合せ先:03-4226-2650
問合せ対応時間:平日 9:00~17:30